

福島県教育委員会平成25年5月定例会会議抄録

1 日 時	平成25年5月17日(金) 午後3時00分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	境野委員長、1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後3時00分、委員長から5月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、高橋委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	<p>委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。</p> <p>教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号は、課長相当職、副課長相当職等の職の職務の見直しに伴い、福島県教育委員会規則の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第2号は、福島県教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第3号から議案第6号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、体罰に係る文部科学省報告における本県の状況及び今後の対応策について報告するもの。</p>

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>報告第2号は、平成26年度使用教科用図書の採択等に関する答申について報告するもの。 ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号、議案第2号及び報告第2号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
<p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>課長相当職、副課長相当職等の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について（議案第1号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員 長：対象となる事務には会計事務も含まれるのか。 教育総務課長：会計事務も含まれる。</p> <p>委 員：当たり前やるべきことを敢えて文言化したのだから、それぞれの職員は重く受け止めるべきである。軽く聞き流す程度では、文言化した意味がなくなる。</p>
<p>議 案 第 2 号</p>	<p>福島県教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部改正について（議案第2号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員 長：第6次福島県総合教育計画を「ふくしま新生プラン」という名称で呼んでいるのか。 教育総務課長：「ふくしま新生プラン」とは教育以外も含めた全体の福島県総合計画の名称である。「ふくしま新生プラン」の下に各分野ごとの計画があり、そのうちの教育に関する計画が第6次福島県総合教育計画である。</p>

(8) 報 告 事 項
報 告 第 2 号

委 員：後日で構わないので、点検・評価における学識経験者の構成を教えてください。

教育総務課長：別途、資料をお渡しする。

平成26年度使用教科用図書の採択等に関する答申について（報告第2号）、義務教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく了承した。

委 員：今回の答申内容と前回の答申内容との違いはあるのか。

特別支援教育課長：内容に違いはない。

委 員 長：資料2ページに記載の「1（1）②市町村教育委員会が行う事項」に「ア 平成26年度に使用する小学校用教科用図書は平成22年度採択教科用図書と同一の教科書を継続して採択すること」、「イ 平成26年度に使用する中学校用教科用図書は平成23年度採択教科用図書と同一の教科書を継続して採択すること」とあるが、継続して採択するのであれば審議する必要がないと思われる。どういう意味なのか教えてください。

特別支援教育課長：特別支援学級等においては、文部科学省による検定教科書、文部科学省による著作本について4年に1度使用することになっているため、このような表現となっている。

委 員：一般の教科書の採択については、ある程度幅のある候補の中から選ぶことになっているのか。

義務教育課長：県教育委員会としては、各出版社から提示される見本本の調査研究を行い、その調査研究資料を採択権者である市町村教育委員会等に提示することとなっている。

<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(10) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 3 号</p> <p>議 案 第 4 号</p> <p>議 案 第 5 号</p>	<p>そして、その調査研究資料について、市町村教育委員会等の採択権者でさらに調査研究を行い、決定するという流れになる。</p> <p>委員 長：そうすると、市町村によっては異なる教科書を採択する可能性もあるということか。</p> <p>義務教育課長：お見込みのとおりである。</p> <p>委員：特別支援学級等で使用する教科書の採択についても、ある程度幅のある候補の中から選ぶことになっているのか。</p> <p>特別支援教育課長：文部科学省から提示された300冊の中から100冊程度選択し、それらについて県内で採択することとなっている。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成25年4月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第3号）、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
---	--

議案第 6 号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 6 号）、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
(11) 報告事項 報告第 1 号	体罰に係る文部科学省報告について（報告第 1 号）、職員課長より説明があり、全員異議なく了承した。
(12) 次回の日程	平成 25 年 6 月 14 日（金）午後 1 時 30 分に定例会を開催することが決定された。
(13) 閉会	午後 5 時 28 分閉会となった。